

にいがた訪問看護ステーション

指定訪問看護（介護予防訪問看護） 運営規程

医療法人社団 白美会

(事業の目的)

第1条 医療法人社団白美会が設置するにいがた訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場にたった適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 指定訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族等に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 - 8 前7項のほか、「新潟市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年12月21日新潟市条例第88号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

- 第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替えサービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサー

ビス提供に努めるものとする。

- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族等に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 8 前7項の他、「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」（平成24年12月21日新潟市条例第92号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 にいがた訪問看護ステーション
- (2) 所在地 新潟市西蒲区巻甲4363番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名（常勤・兼務）
管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師・看護師（准看護師）は常勤換算数2.5名以上を配置する。
看護職員は主治医の指示に基づき訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）訪問看護に当たる。
- (3) 理学療法士、作業療法士、言語療法士：実情に応じて必要数を配置する。
訪問看護に関わる在宅におけるリハビリテーションを担当する。
- (4) 事務職員：必要に応じて雇用し配置する。必要な事務作業を担当する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 : 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 : 午前9時から午後5時とする。(緊急時はこの限りでない。)
- (4) 緊急連絡時 : 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1 訪問看護の開始については主治医の訪問看護指示書の交付を受ける。
- 2 事業所は介護保険利用者にあつては居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書(又は介護予防サービス計画書)、利用者の希望、主治医の訪問看護指示書、及び看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実践する。

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容)

第8条 事業所で行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族等への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容は次の通りとする。
 - ① 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
 - ② 清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援
 - ③ 床ずれの予防・処置
 - ④ 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
 - ⑤ ターミナルケア期の看護
 - ⑥ 認知症患者の看護
 - ⑦ 療養生活や介護方法の指導・相談
 - ⑧ カテーテル等の管理
 - ⑨ その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助
 - ⑩ 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
 - ⑪ 住宅改修の相談・指導

(利用料その他の費用の額)

第9条 事業所は、基本利用料として健康保険法又は高齢者医療確保法及び介護保険法に規定する額の支払いを利用者から受けるものとする。また利用者や家族等に対し、費用の内容及び金額については重要事項説明書によって説明を行い、同意を得るものとする。

- (1) 医療保険(健康保険法・高齢者医療確保法)

健康保険法又は高齢者医療確保法に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険

利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」(以下「算定基準」という。)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告127号)」(以下「予防算定基準」という。)に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

2 事業所は、基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、別途の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 第6条(1)(2)で定めた利用日及び利用時間外に訪問看護を行った場合(医療保険利用者のみとする)

(2) 訪問看護を行った時間が、1時間30分を超えた場合(医療保険利用者のみとする)

(3) 訪問看護と継続して行われる死後の処置料

3 事業所は、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費等を利用者から受け取るものとする。但し、介護保険を利用する利用者にかかる交通費については、次条に定める通常の業務の実施地域を超える場合に限る。(算定基準及び予防算定基準に5%を加算し徴収するものとする。)

4 保険対象外の利用者(入院、入所中の外泊等)に訪問看護を行った場合

5 事業所は、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書・領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の訪問看護実施地域は新潟市西蒲区、南区、西区、弥彦村、燕市とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 看護師は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び管理者に報告し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録し、その完了の日から5年間保存する。

(衛生管理等)

第12条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）を月1回以上開催（併設病院との合同開催を含む。）するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練（併設病院との合同開催を含む）を定期的実施する。

（苦情処理）

- 第13条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

（秘密保持）

- 第14条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
 - 3 事業所は、サービス担当者会議等で利用者及び家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかななければならない。

（虐待防止に関する事項）

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催（併設事業所との合同開催を含む）するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第17条 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上のために研究・研修の機会を設け、業務体制を整備するものとする。（採用時研修：採用後3ヶ月以内に実施。継続研修：年4回以上実施）
- 2 本事業所の職員に、その同居家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。
 - 3 指定訪問看護等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認するものとする。
 - 4 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場内において行われる性的な言動、又は、優越的な関係を背景とした言動で業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じるものとする。
 - 5 指定訪問看護等の提供を行う職員は、当該看護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。
 - 6 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は「医療法人社団 白美会」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

平成24年11月26日改定（第9条2項2 時間の変更）
平成25年4月1日改定（介護保険料金表の変更）
平成25年7月1日改定（条例 各記録の保存期間の変更）
平成26年4月1日改定（介護保険料金表の変更）
平成27年4月1日改定（介護保険料金表の変更）
平成27年8月1日改定（介護保険料金表の変更 利用者負担割合）
平成30年4月1日改定（介護保険料金表の変更）
令和元年7月1日改定（第10条通常の事業の実施地域の変更）
令和元年12月1日改定（別途定める料金表の削除）
令和5年4月1日改定（全文『家族』のあとに『等』を追加）
（第2条5項、6項の追加及び第2条の整理）
（第3条5項、6項の追加及び第3条の整理）
（第12条2項の追加）
（第15条虐待に関する事項を追加）
（第16条業務継続計画の策定等を追加）
（その他運営に関する事項を第17条に変更）
（第17条4項を追加）